

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告 示

鳥取県告示第二百九十三号

畑作改善トラクター耕作事業受託規程(昭和三十三年一月鳥取県告示第三十号)の一部を次のように改正する。

昭和三十四年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 目 次

- ◇ 告示 畑作改善トラクター耕作事業受託規程の一部改正
- ◇ 監査公告 昭和三十三年度に係る工業試験場等の定期監査の結果公表

第八条を次のように改める。

第八条 受託料の額は、次のとおりとする。

#### 作業の種類

- |   |              |        |      |
|---|--------------|--------|------|
| 一 | デイスクプラウによる耕起 | (一時間当) | 七〇〇円 |
| 二 | ポットムプラウによる耕起 | (〃)    | 七五〇円 |
| 三 | デイスクハローによる整地 | (〃)    | 七〇〇円 |
| 四 | カルチベーターによる畦立 | (〃)    | 七〇〇円 |
| 五 | カルチベーターによる中耕 | (〃)    | 七〇〇円 |
| 六 | サブソイラーによる心土耕 | (〃)    | 七〇〇円 |

七 ライムソアーによる石灰撒布 (〃) (〃) 七〇〇円  
 八 トレーラーによる運搬 (〃) (〃) 七六〇円

附 則

この規程は、昭和三十四年五月二十日から施行する。

### 監 査 公 告

#### 鳥取県監査公告第五号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十三年度にかかる左記試験研究機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十四年五月十九日

鳥取県監査委員 松 本 利 治  
 同 荻 原 治 郎  
 同 井 上 善 一  
 同 戸 田 俊 巳

監 査 簡 所 執行年月日  
 工業試験場 昭和三十四年三月二日

水産試験場 同 三月六日  
 林業試験場 同 三月十九日  
 果樹試験場 同 四月二十三日

工業試験場 昭和三十四年三月二日監査

監査委員 松 本 利 治  
 同 荻 原 治 郎

一 職員は、現在場長以下二三名と事業費支弁の日備職員五名であるが、近く産業工芸部に専門職員一名増員される予定であつた。職員の配置状況は、境港分場(染織)五名(日備職員一名含む)、木材工業部八名(日備職員三名含む)で、残り一五名(日備職員一名含む)が本場勤務であるが、このうち技術関係職員はわ

ずか六名で、他はいずれも事務系統職員で占めてい  
 る。

技術陣容の整備と人事の適正配置については、従来指  
 摘しているように、本場及び分場等附属機関を通じ再  
 検討を要する。

なお、木材工業部に配置していた分任出納員を昨年七  
 月事務補助者と更迭し、本場勤務としていたことは妥  
 当でないから、速やかに是正すべきである。

二 本年度の試験研究項目は、前年度に引き続き規模を  
 最少限度にとどめ、主として業界指導に重点を指向し  
 ている。これは事業費(研究費)に対する生産収入の  
 割合が高く、義務的経費を除き、研究に対する負担負  
 担額は六十三万一千円で、このうちには木材工業部の  
 設備費四十七万七千円と一般修繕費十二万円が措置さ  
 れているから、結局これを差し引いた三万四千円が純  
 粋な試験研究費で、昭和三十二年度の九万円より更に  
 減少し、試験試作費にも事欠ぐ状態である。現状の姿  
 で放任することは試験研究機関の意義を著しく減殺す

るので、行政諸施策と相俟つて確固たる方針のもとに  
 運営に当らしめる必要がある。

#### 三 化学部窯業係

試作研究については、前年度に引き続き砂丘焼のほか  
 本年度よりウラン鉱石残さいを原料としてタイル、硝  
 子等製品化する見透を得ていたが、今後その品質の改  
 善に一層努力の要がある。

#### 四 化学部製紙係

前年度に引き続き工芸紙及び障子紙の品質改善のため  
 の試作研究を行つていたが、平滑加工法の完成及び化  
 学合成粘剤使用の場合のコスト引下げ等の研究に一層  
 努力の要がある。

昨年六月生産者及び問屋筋を会員とする因州和紙振興  
 会が結成され、業者の組織化による業界の振興を図つ  
 ていることは結構である。主管課と提携いし、その育  
 成強化に一層努められたい。

#### 五 境港分場(染織係)

本県の中小專業機業は手工的高級織物の生産をその分

野とすべきであり、そこに活路が見出されるであろうという本場の考え方には、一応首肯せられるものがある。本場は、この見地に立つて合成繊維或はウール等各種繊維を利用して特産緋の研究に努力しているが、施設設備の不整備による不便と試験研究財源を生産収入に求められている予算構造である關係上、監査時において十萬円の生産収入を挙げるため折角人手の試験原材料を他の製品織布に転用している現状であつた。試験研究費の適正措置の要が痛感せられる。また、ウール絨物等市販して可成り面白くと思われる製品については、試験場においても或る程度生産し、生産収入の増大と業界指導の確信を企図すべきと思料する。

六 木材工業部

本県木材工業は、近年漸く単一製品の量産と県外移出の漸増を見、近代生産の形態を整えようとしてきたものと見受けられ、従つて、県は、この機を逸せず一層この面の勸奨指導を強化すべきである。とりわけ材

料の乾燥及び塗装の指導が重要と思われるので、試験場自体にも適当な乾燥施設を新設するとともに塗装室の拡張及び塗装技術員の配置が緊要である。

七 会計事務その他事務の処理状況は、關係法規に照しおおむね円滑に執行しているが、本場と分場等附属機関を通じてみると一般的には形式処理に陥つていて面正処理する要がある。

なお、次の点は、早急是正改善されたい。

- 1 記録は、試験研究、生産、経営試験別に整理しておくこと。
- 2 業界要請による職員の出張命令は、旅費の支給が無にかかわらず命令簿により記録しておくこと。
- 3 各部門における原価計算その他原材料の棚卸は、随時実施し、予算の計画執行に努めること。
- 4 境港分場における綿委託加工に伴う委託台帳を作成し、加工事務の明確を期すること。
- 5 使用料、手数料及び生産物売払代未収金(二月末

現在)二十九万七千九百五十円は、早期収納すること。  
 6 試験試作した在庫品の早期処分につき配慮すること。

水産試験場

昭和三十四年三月六日監査

監査委員 松 本 利 治  
 同 荻 原 治 郎

- 一 職員は、現在場長以下二六名(事業費支弁職員二名含む。)であつて、境港分場に一名(うちだいせん乗組員五)、三朝養魚場に三名配置し、残り一二名が本場勤務である。この本場勤務職員のうち、研究職は五名で、他は事務系統職員と試験船鳥取丸乗組員である。「だいせん」船長は、依然として欠員で鳥取丸船長が代行しており、その他船舶基幹要員の不足によつて試験船の同時運航ができず運営に支障を生じている。
- 二 本年度試験研究調査項目は、前年度に引き続きイワシ資源的調査及び漁況調査をはじめ、漁村との融合を

もとした漁民の育成指導とこれに直結した試験研究に重点を置くほか、前回指摘した漁村の実態調査を行い、沿岸漁業の動向分析の段階にあり、また沖合漁場開発調査にも乗り出し、本機関のあり方が漸くその緒についたことが認められるが、根本的には未だ試験場費の財政構成面と研究職員及び前記試験船基幹要員の貧困は本場運営上大きなあい路となつているので、更に關係当局の考慮を望む。

三 年度当初四月から六月にかけて、新潟県沖に未開発漁場を求め、サケ、マス漁業の試験操業を行い可成りの成果を挙げたが、県は速やかにこれらの試験結果を確認し、業界の進出策について行政施策を企図すべきである。

四 漁村巡回指導及び漁村研究グループの育成に努め、本年度巡回指導実施十六回、グループ結成既成のもの六のほか淀江、青谷、境港等にも組織中一あり、漸次民間にも自主的意欲の燃え上がりを見ているので、県は、その指導強化について国の方針に副い、島根、兵

庫等隣県の例に倣つて漁業指導員設置の行政的措施を講ずべきと思う。

五 本年度より浅海増殖(主として海藻類)試験の専任職員一名を配置し、本格的に基礎研究並びに技術の普及指導に着手していたが、魚礁効果確認及び砂丘水域の開発に更に拍車を期待する。

六 生産化学部において、水産増殖用化成肥料を発明し特許申請中であることは結構である。特許権の獲得促進につき努力するとともに、なお実際に活用できるよう一層研究されたい。

七 試験船だいせんは、建造以来殆んど維持修理がなされておらず、その保全に致命的な障害となつている。船首力材、魚槽内梁の取り換え、機関台の補強、機械ボートルング等を要し、昭和三十二年海運局の検査に指摘注意されているだけでなく、沖合調査出動に危険さを感じられるので至急修理補強の要がある。

八 三朝養魚場における本年度稚苗配付計画十二万尾は十二月末で完了し予定生産収入確保の見透はついてい

たが、県外移入卵二百五十万粒及び當場への稚苗配付要請を充すことができず、新規業者への養魚奨励も手控へている現況から見ても、速やかに増殖計画を立て、供給体制の確立を図るべきと思う。

九 予算の執行状況は、次のとおりであるが、既述したように、試験研究費の財政構成面は従来より考慮が払われてきているが、なお生産収入の占める割合が高いのでこの点更に考慮が必要である。

予算執行状況

二月末現在

試験場費	予算額	令達額	支出済額	残額
試験場費	六、四〇、〇〇〇	四、六七、〇〇〇	二、五四、六〇〇	一、九二、四〇〇
県庁費	—	五、三〇、三〇〇	四、八六、六〇〇	四、四三、七〇〇
その他	—	三、三三、〇〇〇	一、四一、一〇〇	一、九一、九〇〇
計	六、四〇、〇〇〇	一〇、二七、三〇〇	八、八二、三〇〇	一、五七、〇〇〇

試験場費財源構成

財源	予算額	国補	生産収入	その他	県費
本場運営費	二、四〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二、四〇、〇〇〇

項目	二、五七、〇〇〇	五、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇	六、四〇、〇〇〇	計
三朝養魚場	二、五七、〇〇〇	—	—	—	二、五七、〇〇〇
整備費	—	—	—	—	—

一〇 経理その他事務処理に当つては、さらに分場等附属機関との事務の調整、各部門との経費の配分等計画的しかも効率的に一層工夫を講じ適正執行するよう留意されたい。

なお、次の点整理しておくこと。  
1 県外操業における前渡資金の経理に不備のものがある。

2 次の未収金は、早期収納すること。

生産物売払代	三〇九、七〇〇円	三朝養魚場分
不用品売払代	三、六九九	廃品処分代
雑入	六五、六四〇	県外漁撈の県漁連負担金

3 漁具等備品の出納管理が不十分である。

4 新潟県沖合調査に関して県漁連との間に締結した

経費分担契約条項履行の善後処理

林業試験場	昭和三十四年三月九日監査
監査産員	松 本 利 治
同	荻 原 治 郎

一 職員は、現在場長以下一七名(日雇傭職員五名含む)で前回監査時より三名増となつているが、これは欠員中であつた土壤関係職員の補充と兼務職員(本務林務課)増である。このうち研究職は六名で、他はいずれも事務関係職員と運転手及び場夫等事業費支弁による日雇傭職員である。

二 本年度試験研究調査項目は、前年度に引き続き林木育種試験のほか十数項目と新たに杉収穫表検定調査にとりかかつており、試験研究も漸次細分化かつ複雑化して前記職員陣容では場運営に少からぬ支障を生じている。

また、本機関には、設立当初から純県費による固定職員はおかれていないので、すべて国庫支弁等特定財源

負担職員であるが、前回は強く指摘しているように、少くとも、純県費による固定職員の配置と研究補助職員の設置考慮につき、人事当局は更に慎重検討を要する。

三 当所は、設立後いまだ日浅く、研究に要する施設設備が不完備であつて、中でも森林病害虫試験に必要な保護研究室がないため現在観察程度しかできない実状であり、育種研究その他試験に要する施設、器具類の整備等急を要するものが少なくないので、この点財政考慮とともに善処が望まれる。

四 本場では昨年度に引き続いて樹苗養成事業を実施し、

試験場費	予算額	令達額	支出額	令達額に対する残
財				
造林収入	1,090,000	2,833,000	2,526,621	306,379
寄附金	100,000			
生産収入	330,000			
県費	1,110,000			
源				
県費				

本年度は澆水用具購入費を控除して収支漸く相償つてはいるが、本場としてはむしろ健康樹苗又は特殊樹苗の養成に重点を指向すべきと思う。

五 この類栽培試験は、普及と展示を加味し民間委託として現在三朝地区で二ヶ所の試験地を設けているが、これらの現地調査結果の諸記録(委託人からの報告)が粗漏となつているので、一層厳格を要する。また、これらのうち一部を本場試験地に引きあげ、直接に精密な試験研究を行うことが必要と思われる。

六 予算の執行状況は、(二月末現在)

県庁費	2,777,764	2,136,870	640,894
その他事業費	970,181	836,967	133,214
計	3,747,945	2,973,837	774,108

であつて、いずれも適正と認められたが、現地雇用人夫の賃金の支払方法及び前回指摘した生産樹苗の払下に伴う測定等の予算執行に当つては、更に事務面と技術面との調整に配慮し、適正かつ財政効率に留意が必要である。

果樹試験場 昭和三十四年四月二十三日監査  
 監査委員 松本利治  
 同 荻原治郎

本場の創設その他経緯にかかる監査は前回執行したので、今回の監査は、本場が創設後日が浅く未だ建設途上にあるので、特に建設状況とその運営管理につき実施した。その結果、場建設状況は、年次計画に基いて引き続き建物施設その他内容設備の充実に努め、試験研究機関としての基盤造成とその体制確立に努力がなされていたこと

を認めた。

また、本年度は建設二年次を迎え、試験は場の一部には既に本格的栽培試験に入るほか新植に伴う成長測定その他土壌分析等基礎的調査を続行しているが、一面人的、物的には行詰つた憾があり、特に研究職員の不足、場管理費の僅少等は本機関の運営上もつともあい、略となつているので、県は、これらの点を考慮し、早期に試験研究機関として運営管理せしめるよう強く要望する。

なお、一般的概況その他は、概ね次のとおりである。

一 職員は、前回同様場長以下五名の研究職と兼務職員三名である。また、農業試験場所属の津ノ井分場柿試験地は、職員とともに近く本場に吸収される予定であつたが、さらにブドー及び栽培生理関係研究職の不足が認められる。

